

# 経済要録

## 国内

### ◆金融庁の発足について

7月1日、金融監督庁と大蔵省金融企画局が統合され、金融庁が発足した。

ルレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

（別添）

### ◆三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行、持株会社を活用した統合を行うことについて基本合意

三和銀行、東海銀行、東洋信託銀行は、7月5日、持株会社を活用した統合を行うことについて基本合意し、対外公表を行った。

平成12年7月17日  
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、当面の金融政策運営について、「ゼロ金利政策」を継続することにより、金融緩和効果の浸透に努めていくことを決定した（賛成多数）。

### ◆日本銀行、「当面の金融政策運営について」を公表

日本銀行は、7月17日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を下記のとおりとし、別添のとおり公表することを決定、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を了承し、これを「金融経済月報」に掲載、7月19日に公表したほか、6月12日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを7月21日に公表した。

すなわち、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針は、以下のとおりである。

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コールレート（オーバーナイト物）を、できるだけ低めに推移するよう促す。

### ◆日本銀行、「本日の金融政策決定について」を公表

日本銀行は、7月17日、同日の政策委員会・金融政策決定会合における金融政策決定について以下のとおり公表した。

記

豊富で弾力的な資金供給を行い、無担保コー

平成12年7月17日  
日 本 銀 行

### 本日の金融政策決定について

- (1) 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、いわゆる「ゼロ金利政策」を継続することを決定した。
- (2) 委員会では、景気の現状について、「わが国の景気は、企業収益が改善する中で、設備投資の増加が続くなど、緩やかに回復している」と評価した。また、先行きについては、「海外経済等の外部環境に大きな変化がなければ、今後も設備投資を中心に緩やかな回復が続く可能性が高い」と判断した。
- (3) 物価面では、こうした緩やかな景気回復が展望されるも、需要の弱さに由来する潜在的な物価低下圧力は大きく後退している」と判断した。
- (4) 以上を踏まえると、日本経済は、ゼロ金利政策解除の条件としてきた「デフレ懸念の払拭が展望できるような情勢」に至りつつあるというのが委員会の大勢の判断であった。
- (5) しかし、最終的にゼロ金利政策を解除するためには、雇用・所得環境を含め、情勢判断の最終的なつめに誤りなきを期したいとの意見があった。また、最近のいわゆる「そごう問題」については、市場心理などに与える影響をもう少しみきわめる必要があることが、留意点として指摘された。
- (6) こうした点を総合的に検討した結果、上記方針が賛成多数で決定された。

## ◆日本債券信用銀行の譲渡の延期について

金融再生委員会は、7月26日、日本債券信用銀行の譲渡の延期について以下のとおり公表した。

### 日本債券信用銀行の譲渡の延期について

1. 現在特別公的管理下にある日本債券信用銀行（日債銀）の譲渡交渉については、去る6月30日に株式売買契約が締結され、8月1日にソフトバンク、オリックス及び東京海上火災保険を中心に構成される出資グループ（ソフトバンク・グループ）へ譲渡される予定となっていたところである。
2. しかしながら、特別公的管理銀行に係る譲渡の仕組み、とりわけ瑕疵担保条項については、そごう問題に端を発し、与党をはじめとする各方面から、あるいは国会においても、様々な御批判・御指摘があり、特に説明が必ずしも十分ではなかったとの御批判があったところである。
3. こうした状況の下、この際、臨時国会における御議論や国民の意見に十分に耳を傾けるとともに、その理解を深めて頂くためには、当初予定の8月1日に譲渡を実行するのは適当ではなく、また、譲渡予定先のソフトバンク・グループからも延期を希望する旨の意向が伝えられたこともあり、日債銀の譲渡を9月1日まで1カ月延期することとした。

## ◆「決済システムフォーラム」の開催について

日本銀行は、7月27日、わが国の決済システムを巡る諸問題をテーマとするフォーラムを定期的に開催することとした旨公表した。その内容は以下のとおり。

「決済システムフォーラム」の開催について

平成12年7月27日  
日本銀行

日本銀行では、わが国の決済システムを巡る実務面の諸問題について、主要な決済システム運営主体の方々等と、情報・意見の交換を行う場として、「決済システムフォーラム」を開催することとしました。

本フォーラムでは、わが国決済システムの安全性、効率性向上に向けた日本銀行の対応や各民間決済システムの取組みのほか、その時々的重要なテーマについて意見交換を行うこととしております。

第1回会合は本日7月27日とし、RTGS移行に向けての準備状況などを主たるテーマとして取り上げる予定です。また、その後は年2回程度を別途に開催する予定です。

なお、本フォーラムにおける議論の概要は、会合の都度、日本銀行ホームページに掲載します。

## ◆金融庁、「平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表

金融庁は、7月28日、「平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画」を公表した。その

内容は以下のとおり。

平成12検査事務年度検査基本方針及び基本計画

### I. 検査基本方針

金融庁は、安定的で活力ある金融システムの構築と、金融市場の効率性・公正性の確保をその業務の主要課題と位置付け、もって国民の利益の向上や国民経済の発展に資することを目的として、去る7月1日に発足した。

金融庁においても、引き続き、市場規律と自己責任原則を基軸とした、明確なルールに基づく公正かつ透明な金融行政を推し進めることにより、預金者等の利便性の向上や保護、信用秩序の維持等を図っていく必要がある。特に、金融検査に対しては、早期是正措置や金融検査マニュアルの導入などを背景に、これまで以上にその質的水準の向上や手続きの透明性が求められており、公正で透明性の高い検査を実施する必要がある。

また、平成14年4月に予定されている、いわゆるペイオフの解禁を控え、より安定的な金融システムを構築するため、効率的な検査を実施する必要がある。同時に、金融技術や情報通信技術の発達、金融商品における時価評価の導入など、金融環境の急速な変化に的確に対応した実効性の高い検査を実施する必要がある。

こうした課題を踏まえ、平成12検査事務年度（平成12年7月～平成13年6月）においては、以下の点に重点を置きつつ、検査の的確な実施に努めるものとする。

### 1. 公正で透明性の高い検査の実施

#### (1) 検査マニュアルの整備・充実

金融検査マニュアル及び保険検査マニユ

アルの整備に続き、証券検査マニュアルの策定を含め、金融機関等を巡る環境変化に対応したマニュアルの整備・充実を図り、検査の透明性の向上に努める。

#### (2) 意見申出制度の本格的実施

立入検査において、検査官と金融機関等との間で十分に議論を尽くすとともに、これを促すため、検査官と金融機関等との間に意見相違が生じた場合に、金融機関等から意見の申し出ができる制度を本格的に実施し、検査の公正性の向上に努める。

#### (3) 検査指導官の活用

検査官の指導訓練及び検査実施状況の把握等を専門に行う検査指導官を配置し、指導の強化を図ることにより、検査マニュアルの的確な適用を含め、検査の質的向上に努める。

#### (4) 人材育成の充実・強化

検査経験の少ない検査官に対して実地研修を実施するなど、研修の充実・強化を図るほか、金融技術や情報通信技術の発達、金融のグローバル化等に迅速かつ的確に対応するため、民間の専門家の登用や海外当局との人材交流等に努める。

### 2. 効率的で実効性の高い検査の実施

#### (1) 濃淡ある検査の実施

オフサイト・モニタリングを通じて得られた情報や検査結果等を踏まえ、検査頻度や検査内容について濃淡をつけた効率的・機動的な検査の実施に努める。

#### (2) 金融グループ・コングロマリットの一体的な実態把握

連結ベースでの資産内容やグループ内の取引関係等を的確に把握するため、各業態を横断的に所管している当庁の特色を活かし、親金融機関等と金融機関等子会社、海外拠点の一体的な実態把握に努める。

#### (3) 部門制の充実・強化

検査官の増員、部門の増設による検査体制の拡充に加え、部門毎の業務の継続性を高めることにより、各業態の特色に対応したより専門性の高い検査を実施する。

また、市場関連リスク、システムリスクといった、専門性の高い分野に係るリスク管理態勢の確認にあたっては、必要に応じて専門班を編成し、深度ある検査の実施に努める。

#### (4) 内部監査・外部監査の活用

金融機関等の内部監査の有効性を的確に評価し、実効性ある内部監査の実施を促すとともに、内部監査・外部監査を活用した効率的な実態把握に努める。

#### (5) 実効性の高い検査の実施

制度の企画立案から検査・監督・監視までを一貫して担当することとなる金融庁の特色を踏まえ、検査において、経営の問題点を金融機関等に対する的確に指摘するとともに、それが適時適切な問題点の是正につながるよう、監督上の措置をとる監督部局や、証券取引等監視委員会等と緊密な連携を維持する。

### 3. 業態別の検査重点事項

#### (1) 信用組合集中検査

本年4月に都道府県から検査監督事務の移管を受けた信用組合については、資産内容等の実態把握を速やかに行うため、平成13年3月末までに立入検査を一巡することを目途として、財務局において集中検査を実施する。

また、財務局の検査の進捗状況等に応じて、本庁検査部に新設された検査応援部門を活用するなど、円滑な検査の実施に努める。

#### (2) 金融機関検査

金融機関検査については、金融検査マニュアルに基づき、法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

特に、主要行、地方銀行、第二地方銀行については、金融監督庁発足後、二巡目の検査になることを踏まえ、前回検査における指摘事項の改善状況について、重点的に確認する。

また、信用金庫については、資産内容等の実態把握のための検査を概ね一巡しているが、残りの信用金庫についても、平成13年3月末を目途として立入検査を一巡する。

さらに、外国金融機関については、担当検査部門の充実を踏まえ、検査頻度や深度の向上に努める。

#### (3) 保険会社検査

保険会社については、平成11年4月から

早期是正措置制度が導入されたことを踏まえ、前事務年度において、生命保険会社を中心に資産内容等の実態把握のための検査を集中的に実施したところである。

本事務年度においては、新たに整備された保険検査マニュアルに基づき、保険募集管理などの法令等遵守態勢、リスク管理態勢について、的確な実態把握に努める。

#### (4) 証券会社等検査

証券会社については、前事務年度に引き続き、資産内容の健全性、早期是正措置制度の基盤となる自己資本規制比率の正確性、顧客資産の分別管理の適切性について、重点的に確認する。その際、必要に応じ、証券取引の公正の確保に関して検査を実施している証券取引等監視委員会と連携を図り、同時検査を行うなど、効率的で実効性の高い検査の実施に努める。

## II. 検査基本計画

### 1. 金融機関検査の実施予定数

(参考：前検査事務年度実績)

銀行	50行	59
信用金庫	75金庫	244
信用組合	255組合	7
計	380行(金庫・組合)	310

### 2. 保険会社検査の実施予定数

保険会社	10社	23
------	-----	----

### 3. 証券会社等検査の実施予定数

証券会社	45社	84
証券投資信託委託会社	5社	4
投資顧問業者	20社	32
計	70社	120

(注) 上記検査実施予定数は、当初計画として設定しているものであり、金融機関等を取り巻く現下の厳しい経営環境下において適時の実態把握に的確に対応するため、弾力的な運用を行うこととしていることから、実施予定数は変動することがあり得る。

### ◆金融庁、「12年3月末におけるリスク管理債権等の状況について」を、金融再生委員会、「資産査定等報告書集計結果(平成12年3月期)」を公表

7月28日、金融庁が「12年3月末におけるリスク管理債権等の状況について」を、金融再生委員会が「資産査定等報告書集計結果(平成12年3月期)」を、それぞれ公表した。その内容は以下のとおり。

#### 12年3月末におけるリスク管理債権等の状況について

##### 1. リスク管理債権の状況について

	11年3月末	12年3月末
(1) 預金取扱金融機関	38.7兆円	41.4兆円 (39.6) (注)
(2) 全国銀行	29.6兆円	30.4兆円 (28.6)
(3) 主要行等	20.3兆円	19.8兆円 (18.0)
(4) 地銀・第二地銀	9.4兆円	10.6兆円
(5) 協同組織金融機関	9.0兆円	11.0兆円

(注) ( ) 内は、新生銀行を除く計数。以下同じ。

2. 個別貸倒引当金の状況について

	11年3月末	12年3月末
(1) 預金取扱金融機関	14.8兆円	11.5兆円 (10.9)
(2) 全国銀行	11.2兆円	8.4兆円 (7.8)
(3) 主要行等	6.8兆円	5.0兆円 (4.4)
(4) 地銀・第二地銀	4.4兆円	3.4兆円
(5) 協同組織金融機関	3.6兆円	3.1兆円

3. 自己査定状況

(1) 預金取扱金融機関

(単位：兆円)

11年3月末					12年3月末				
総与信 (注)	I分類	II分類	III分類	IV分類	総与信 (注)	I分類	II分類	III分類	IV分類
694.3 [100.0]	613.7 [88.4]	76.6 [11.0]	3.9 [0.6]	0.1 [0.1]	673.3 [100.0]	591.6 [87.9]	78.2 [11.6]	3.5 [0.5]	0.0 [0.0]

(注) [ ] 内は構成比。各金額は償却・引当後のベース。以下同じ。

(2) 全国銀行

総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類	総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類
551.8 [100.0]	487.5 [88.3]	61.0 [11.1]	3.2 [0.6]	0.1 [0.1]	535.8 [100.0]	472.4 [88.2]	60.5 [11.3]	2.8 [0.5]	0.0 [0.0]

(3) 主要行等

総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類	総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類
358.4 [100.0]	316.8 [88.4]	39.2 [10.9]	2.3 [0.6]	0.1 [0.1]	349.8 [100.0]	308.9 [88.3]	38.9 [11.1]	2.0 [0.6]	0.0 [0.0]

(4) 地銀・第二地銀

総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類	総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類
193.4 [100.0]	170.7 [88.3]	21.8 [11.3]	0.9 [0.5]	0.0 [0.0]	186.0 [100.0]	163.5 [87.9]	21.7 [11.7]	0.8 [0.4]	0.0 [0.0]

(5) 協同組織金融機関

総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類	総与信	I分類	II分類	III分類	IV分類
142.5 [100.0]	126.2 [88.6]	15.6 [10.9]	0.7 [0.5]	0.0 [0.0]	137.6 [100.0]	119.2 [86.6]	17.7 [12.9]	0.7 [0.5]	0.0 [0.0]

預金取扱金融機関のリスク管理債権の状況（平成12年3月期）

（単位：億円）

	機関数	総資産		リスク管理債権					貸倒引当金		業務純益		有価証券 含み損益 (日経平均 20,337円)
		貸出金	破綻先債権	延滞債権	3カ月以上 延滞債権	貸出条件 緩和債権	個別貸倒 引当金	過去5年 間平均	12年3月期				
都市銀行	9	3,784,680	2,414,690	120,480 (124,970)	9,220 ( 9,640)	81,470 ( 86,650)	5,370 ( 6,490)	24,420 ( 22,190)	51,050	31,740	25,460	23,840	63,450
長期信用銀行	2	518,060	299,370	37,890 ( 38,030)	3,070 ( 3,110)	18,200 ( 18,260)	330 ( 330)	16,290 ( 16,330)	14,050	9,550	2,880	2,710	2,160
信託銀行	7	802,490	451,400	39,350 ( 40,200)	4,460 ( 4,800)	26,690 ( 27,050)	840 ( 930)	7,360 ( 7,420)	11,680	8,530	6,890	3,800	10,860
主要行等計	18	5,105,230	3,165,460	197,720 (203,200)	16,750 ( 17,550)	126,360 (131,960)	6,540 ( 7,750)	48,070 ( 45,940)	76,780	49,820	35,230	30,350	76,470
地方銀行協会加盟行	64	1,971,600	1,343,210	75,810 ( 78,970)	9,400 ( 10,500)	41,780 ( 43,850)	1,750 ( 1,810)	22,880 ( 22,810)	33,570	24,480	12,600	12,230	32,410
第二地方銀行協会加盟行	55	620,570	453,060	30,130 ( 31,160)	4,830 ( 5,310)	15,450 ( 16,290)	900 ( 1,000)	8,950 ( 8,560)	11,950	9,340	4,450	3,700	2,440
地域銀行計	119	2,592,170	1,796,270	105,940 (110,130)	14,230 ( 15,810)	57,230 ( 60,140)	2,650 ( 2,810)	31,830 ( 31,370)	45,520	33,820	17,050	15,930	34,850
全国銀行計	137	7,697,400	4,961,730	303,660 (313,330)	30,980 ( 33,360)	183,590 (192,100)	9,190 ( 10,560)	79,900 ( 77,310)	122,300	83,640	52,280	46,280	111,320
協同組織金融機関計	733	2,853,320	1,330,400	110,010 (111,680)	18,630 ( 19,090)	54,530 ( 57,840)	2,750 ( 2,790)	34,100 ( 31,960)	41,180	31,320	16,270	12,760	16,450
うち信用金庫	377	1,310,940	723,270	64,000 ( 64,180)	10,240 ( 10,300)	34,990 ( 35,040)	1,130 ( 1,140)	17,640 ( 17,700)	21,490	16,740	8,050	7,300	5,410
うち信用組合	266	235,540	146,850	20,350 ( 20,350)	3,660 ( 3,660)	7,870 ( 7,870)	1,160 ( 1,160)	7,660 ( 7,660)	6,410	5,200	1,440	1,260	680
うち労働金庫	42	156,540	75,120	750 ( 750)	60 ( 60)	450 ( 450)	90 ( 90)	150 ( 150)	500	230	890	770	520
うち農協系統金融機関	47	1,011,200	273,460	17,330 ( 18,820)	2,100 ( 2,500)	6,700 ( 9,960)	290 ( 320)	8,240 ( 6,040)	8,590	5,440	5,140	2,490	9,800
総計	870	10,550,720	6,292,130	413,670 (425,010)	49,610 ( 52,450)	238,120 (249,940)	11,940 ( 13,350)	114,000 (109,270)	163,480	114,960	68,550	59,040	127,770

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
 2. 日本債券信用銀行、国民、幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行及び破綻を表明している信用組合、信用金庫を除く。  
 3. 「延滞債権」とは、「元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のもの」であり、「3カ月以上延滞債権」とは、「元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金であって、破綻先債権・延滞債権以外のもの」である。  
 4. ( ) 内の計数は、連結ベースのリスク管理債権の額。なお、安田信託、日本信託、わかしお、関西の各行については、親銀行の連結リスク管理債権の額から当該各行の連結リスク管理債権の額を差し引いている。  
 5. 一部金融機関において部分直接償却（破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権について、担保等による回収が不可能な額（第4分類債権額）に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、直接償却すること）が行われており、それによる減少が単体ベースで8兆6,080億円、連結ベースで10兆6,220億円である。



預金取扱金融機関の自己査定状況（平成12年3月期）

（単位：億円）

	総与信額	1分類	2分類	3分類	4分類
都銀・長信銀・信託計	3,497,650	3,088,570	388,790	20,170	120
地方銀行協会加盟行	1,391,340	1,229,350	156,090	5,900	0
第二地方銀行協会加盟行	468,750	405,960	60,510	2,280	0
地域銀行計	1,860,090	1,635,310	216,600	8,180	0
全国銀行計	5,357,740	4,723,880	605,390	28,350	120
協同組織金融機関	1,375,640	1,191,770	176,810	7,060	0
うち信用金庫	752,020	643,710	105,270	3,040	0
うち信用組合	154,770	123,340	28,770	2,660	0
うち農協系統金融機関	282,800	262,030	19,950	820	0
総計	6,733,380	5,915,650	782,200	35,410	120

- (注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。  
 2. 総与信とは、貸出金、貸付有価証券、外国為替、支払承諾見返り、未収利息及び仮払金をいう。  
 3. 日本債券信用銀行、国民、幸福、東京相和、なみはや、新潟中央の各行及び破綻を表明している信用組合、信用金庫を除く。

全国銀行の不良債権処分損の推移

（単位：億円）

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)
共同債権買取機構への売却損	2,191	18,546	21,025	25,261 (21,316)	11,330 (9,710)	10,434 (9,206)	3,590 (3,385)	2,783 (2,718)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)
リスク管理債権	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)

- (注) 1. 11年度の預金取扱金融機関全体の不良債権処理状況については、貸倒引当金繰入額3兆3,965億円、直接償却等4兆983億円、不良債権処分損計8兆1,441億円。  
 2. 6年度以前は、都銀、長信銀、信託の主要行のみの計数。なお、7年度以降の（ ）内の計数は主要行のみの計数。  
 3. 9年度以降は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福德、みどりの各行を含まず、10年度以降には、日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、国民、幸福、東京相和の各行を含まず、11年度には、なみはや銀行、新潟中央銀行を含まない。  
 4. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。  
 5. 直接償却等は、貸出金償却、債権売却損、支援損等の合計額。ただし、6年度以前は、貸出金償却及び共同債権買取機構への売却損の合計額。  
 6. リスク管理債権の金額については、7～8年度は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額であり、6年度以前は破綻先債権、延滞債権の合計額としている。

資産査定等報告書集計結果（平成12年3月期）

（単位：億円）

区分	機関数	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権	正常債権	合計
都市銀行	9	22,830	71,790	29,800	2,561,880	2,686,300
長期信用銀行	2	8,190	14,040	16,620	301,660	340,510
信託銀行	7	9,780	22,570	7,960	435,550	475,860
主要行等計	18	40,800	108,400	54,380	3,299,090	3,502,670
地方銀行協会加盟行	64	25,240	39,140	17,310	1,308,210	1,389,900
第二地方銀行協会加盟行	55	11,820	14,940	6,020	435,890	468,670
地域銀行計	119	37,060	54,080	23,330	1,744,100	1,858,570
全国銀行計	137	77,860	162,480	77,710	5,043,190	5,361,240
信用金庫	376	28,860	30,710	21,420	750,470	831,460
信用組合	265	8,270	7,950	5,760	115,020	137,000
労働金庫	41	260	400	220	75,160	76,040
総計	819	115,250	201,540	105,110	5,983,840	6,405,740

（注1）計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

（注2）日本債券信用銀行、東京相和、国民、新潟中央、幸福、なみはやの各行及び破綻を表明している信用組合、信用金庫を除く。

（注3）全国信用金庫連合会、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会は含まない。

◆大蔵省、平成11年度一般会計  
決算概要（剰余金）を公表

（単位：億円、億円未満切捨）

大蔵省は、7月31日、平成11年度一般会計決算概要（剰余金）を公表した。その概要は以下のとおり。

	〔歳入〕	〔歳出〕	
税収	15,564	不用	6,101
〔法人税	9,960	〕（予備費	1,893等）
〔源泉所得税	5,495等〕		
税外収入	4,711		
（日本銀行納付金	5,952等）		
公債金	▲11,024		
計	9,251	計	6,101
		合計	15,352 (A)
地方交付税交付金等特定財源増			4,950 (B)
財政法第6条の純剰余金 (A - B)			10,402

◆現行金利一覧 (12年8月14日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期( )内 前回水準
公定歩合 ・商業手形割引歩合ならびに国債、 特に指定する債券または商業 手形に準ずる手形を担保とする 貸付利率 ・その他のものを担保とする 貸付利率	0.5 0.75	7. 9. 8 (1.00) 7. 9. 8 (1.25)
短期プライムレート	1.375	11. 3.18 (1.500)
長期プライムレート	2.20	12. 8.10 (2.15)
政府系金融機関の貸付基準金利 ・日本政策投資銀行 ・中小企業金融公庫、国民生活金融公庫 ・住宅金融公庫	2.20 2.20 2.75	12. 8.10 (2.15) 12. 8.10 (2.15) 12. 4.20 (2.85)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年) (期間5年~7年) (期間7年以上)	1.00 1.40 1.90	12. 6.14 (1.10) 12. 6.14 (1.45) 12. 6.14 (2.00)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの銀行が採用したレート (実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

◆公社債発行条件 (12年8月14日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債(10年)	応募者利回り(%)	<8月債> <u>1.669</u>	<7月債> 1.622
	表面利率(%)	1.7	1.7
	発行価格(円)	<u>100.26</u>	100.67
割引国債(5年)	応募者利回り(%)	<7月債> <u>1.137</u>	<5月債> 1.191
	同税引後(%)	<u>0.927</u>	0.970
	発行価格(円)	<u>94.50</u>	94.25
政府短期証券	応募者利回り(%)	<12年8月14日発行分> <u>0.175</u>	<12年8月7日発行分> <u>0.140</u>
	発行価格(円)	<u>99.955</u>	<u>99.964</u>
政府保証債(10年)	応募者利回り(%)	<8月債> <u>1.829</u>	<7月債> 1.788
	表面利率(%)	<u>1.8</u>	1.7
	発行価格(円)	<u>99.75</u>	99.25
公募地方債(10年)	応募者利回り(%)	<8月債> <u>1.841</u>	<7月債> 1.800
	表面利率(%)	1.8	1.8
	発行価格(円)	<u>99.65</u>	100.00
利付金融債(5年物)	応募者利回り(%)	<8月債> <u>1.300</u>	<7月債> 1.250
	表面利率(%)	<u>1.30</u>	1.25
	発行価格(円)	100.00	100.00
割引金融債	応募者利回り(%)	<8月後半債> 0.250	<8月前半債> 0.250
	同税引後(%)	0.210	0.210
	割引率(%)	0.24	0.24
	発行価格(円)	<u>99.75</u>	<u>99.76</u>

(注) 1. アンダーラインは今回改定箇所。  
2. 利付金融債については募集債の計数。

## 海外

### ◆B I S支払・決済システム委員会、市中協議報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」を公表

B I S支払・決済システム委員会（C P S S）は、7月10日、市中協議報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」（原題：Core Principles for Systemically Important Payment Systems）を公表した。これは、昨年12月に公表した市中協議報告書「システミックな影響の大きい資金決済システムに関するコア・プリンシプル」（『日本銀行調査月報』2000年2月号「経済要録」参照）へのコメント等を受け、改訂を加えたほか、基本原則等の解釈や運用を解説したものと合わせて再度市中協議を行うもの。

### ◆バーゼル銀行監督委員会、銀行の内部監査、および監督当局と内部・外部監査人の関係について市中協議ペーパーを公表

バーゼル銀行監督委員会は、7月26日、銀行組織における内部監査人の作業の重要性、および銀行監督当局と銀行の内部・外部監査人との協力関係の必要性に焦点を当てた市中協議ペー

パーを公表した（原題：Internal Audit in Banking Organisations and the Relationship of the Supervisory Authorities with Internal and External Auditors）。同ペーパーは、バーゼル銀行監督委員会の会計タスク・フォースが作成したものであり、銀行内において職業的専門性を有する独立した内部監査機能を求めるもの。

### ◆米国連邦準備制度理事会（F R B）、経済見通しおよび金融政策運営に関する報告書を議会に提出、併せてグリーンズパン議長、上下両院の銀行委員会で証言

グリーンズパンF R B議長は、経済見通しおよび金融政策運営に関する半期に一度の報告書を議会に提出し、併せて上院および下院の銀行委員会（上院7月20日、下院25日）において証言を行った。

### ◆ブラジル中央銀行、市場介入翌日物金利を引き下げ

ブラジル中央銀行は、7月20日、市場介入翌日物金利の引き下げ（17.0%→16.5%）を実施した。